

美術鑑定証書事件

知財高裁221013



引用が許されるためには、引用して利用する方法や態様が公正な慣行に合致したもので、社会通念に照らして合理的な範囲内のものであることが必要

引用としての利用に当たるか否かの判断においては、利用の目的のほか、その方法や態様、利用される著作物の種類や性質、当該著作物の著作権者に及ぼす影響の有無・程度などが総合考慮されなければならない

美術鑑定証書事件

著作物の鑑定のために複製を利用することは、著作権法の規定する引用の目的に含まれ、その方法ないし態様としてみても、社会通念上、合理的な範囲内にとどまるカラーコピーが美術書等に添付されて頒布された場合などとは異なり、経済的利益を得る機会が失われるということも考え難い

本件各鑑定証書を作製するに際して、その裏面に本件各コピーを添付したことは、著作物を引用して鑑定する方法ないし態様において、その鑑定に求められる公正な慣行に合致したものということができ、かつ、その引用の目的上でも、正当な範囲内のものである

32条1項における引用として適法とされるためには、利用者が自己の著作物中で他人の著作物を利用した場合であることは要件でないと解される

最決平成24年3月13日上告不受理

絵画鑑定証書事件(東京地裁平成22年5月19日判決)

フェア・ユースの法理
については、我が国の
現行著作権法には、同
法理を定めた規定はな
く、米国における同法
理を我が国において直
接適用すべき必然性も
認められないから、同
法理を適用することは
できない

